

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係わる運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

医療安全用具④ 手動車いす走行耐久性試験の試験条件の設定について

2013 年 8 月 1 日

JIS 登録認証機関協議会

設 問

JIS T9201 : 2006 の手動車いす（以下、「車いす」という。）簡条 10.2.14 走行耐久性試験において、試験実施に必要な試験装置の仕様、車いすへのテストダミー（以下、「ダミー」という。）の拘束方法を含む試験方法等とは具体的にどのようなものか。

解 釈

1. 車いすへのダミーの拘束方法

当該 JIS 附属書 3(規定) ダミーを車いすに以下の条件で拘束する。

1) 共通事項

- ・ 拘束により車いすの各部フレームに極端な（拘束前のフレーム幅に対し 10 mm を超える）変形がないようにする。
- ・ 試験中ダミーが車いすから転落しないようにするが、ダミーの上下・前後方向への動きには自由度を持たせる。

2) ダミー胴部の拘束条件

- ・ バックサポートを変形させるような拘束はしない。
目安は、車いすバックサポート部のベルトを巻く位置で拘束前後における寸法差が 10mm 以内であること。
- ・ 使用する拘束用ベルトは帯状のゴム（又は布）とし指定バネ（2 N～5 N/mm）により調整する。拘束位置はバックサポート上部よりシートまでの上方より約 1/3 の高さとする。（位置が振動によりずれないように対策してもよい。）

3) ダミー大たい（腿）部の拘束条件

前項 2)の拘束用ベルトにて、フレーム構造に合わせて拘束する。変形がないようシートベルトを併せて使用してもよい。なお、座には毛布などは敷かないこと。

4) ダミー脚部の固定

フットサポートへ均等な荷重配分になるよう固定する。固定用金具のフットサポートへの加工は妨げない。

2. その他の試験方法に関連する事項

1) 規定回数までの試験は連続運転を原則とする。ただし、車軸のぶれの調整など円滑な走行状態を維持するため又は異常状態の確認のための一時的な停止は妨げない。（停止までの回数は連続運転回数に含めるものとする。）

2) 試験前のタイヤ空気圧については製造事業者の規定値または当該 JIS 標準値とする。

試験前のタイヤ空気圧の設定方法及び確認方法については、調整法により差異があることがわかっている。

そのため、タイヤバルブは工場出荷時に装着されたものを使用し、試験前のタイヤ空気圧は、原則、外圧（注入圧力による）調整とし、試験中の空気圧調整は行わないこと。ただし、製造業者が内圧で設計している場合は内圧調整も認めるが、その旨試験記録等に明記する。

3) 横ずれ防止用ボールジョイントは金属製を標準とする。ボールジョイントによって車いすの上下方向への動きの自由度を妨げる構造であってはならない。また、前輪の進行軸ぶれ防止用の振れ止め冶具を備えてもよい。

以上